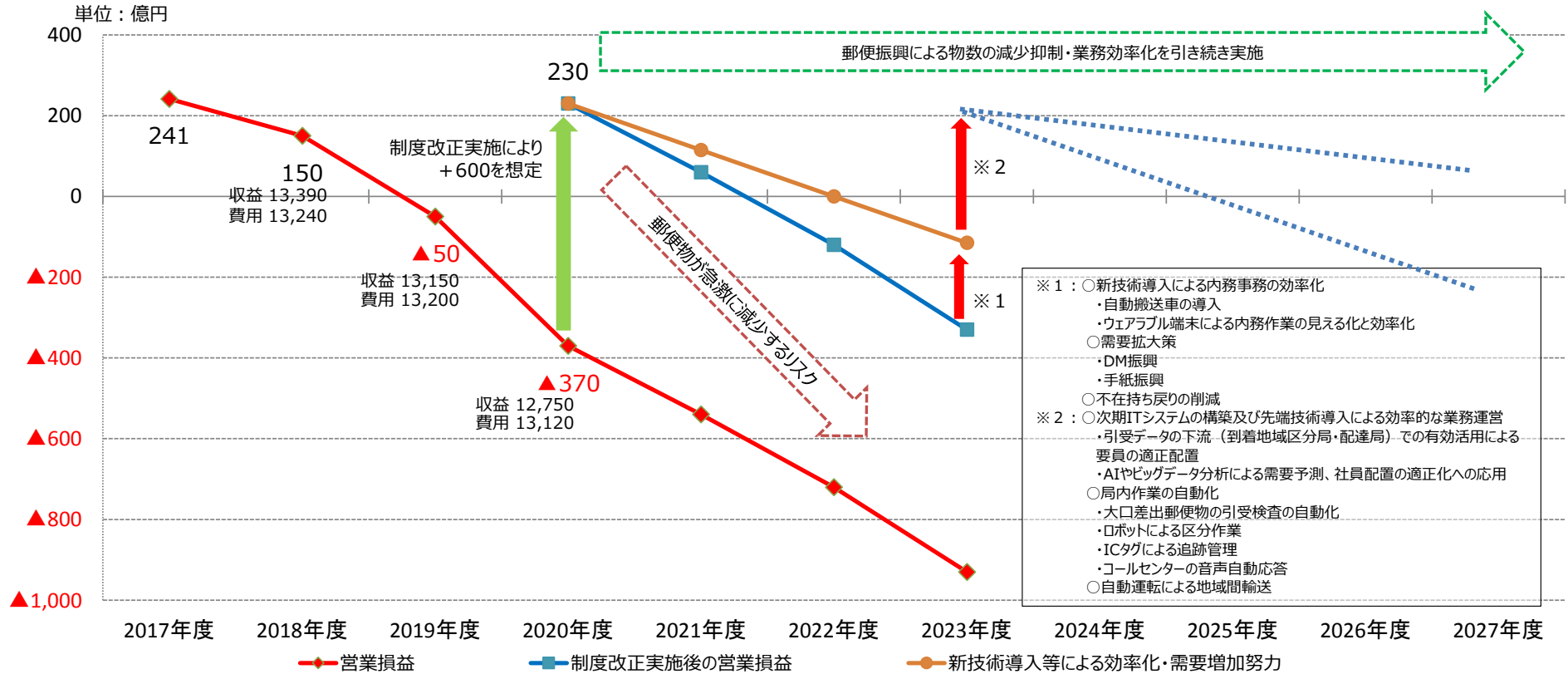


郵便事業(郵便・物流セグメントのうちの郵便事業に係るもののみ)の収支見通し
(一定の前提条件の下で仮定の数字として試算したもの)



- ※1：○新技術導入による内務事務の効率化
- ・自動搬送車の導入
 - ・ウェアラブル端末による内務作業の見える化と効率化
- 需要拡大策
- ・DM振興
 - ・手紙振興
 - 不在持ち戻りの削減
- ※2：○次期ITシステムの構築及び先端技術導入による効率的な業務運営
- ・引受データの下流（到着地域区分局・配達局）での有効活用による要員の適正配置
 - ・AIやビッグデータ分析による需要予測、社員配置の適正化への応用
 - 局内作業の自動化
 - ・大口差出郵便物の引受検査の自動化
 - ・ロボットによる区分作業
 - ・ICタグによる追跡管理
 - ・コールセンターの音声自動応答
 - 自動運転による地域間輸送

○日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）抄

（収支の状況）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務
- 二 銀行窓口業務
- 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使
- 四 保険窓口業務
- 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（以下略）

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 前三号に掲げる業務以外の業務

○日本郵便株式会社法施行規則（平成 19 年総務省令第 37 号）

第十六条 法第十四条の規定により提出する書類には、別表に掲げる事項について、同条各号に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載するものとし、当該書類は、毎事業年度終了後四月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出する書類に記載する営業収益及び営業費用は、別表に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの業務に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する業務に整理することができる。
- 3 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。
- 4 会社は、別表に掲げる事項が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十八条第二項において同じ。）又は監査法人による証明書を得るとともに、当該証明書を第一項の規定により提出する書類と併せて総務大臣に提出しなければならない。

別表（第十六条関係）

会計年度（自〇〇年〇月〇日 至〇〇年〇月〇日）（単位：円）

| | 第一号 （郵便業務等） | 第二号 （銀行窓口業務等） | 第三号 （保険窓口業務等） | 第四号 （その他） | 計 |
|------|----------------|------------------|------------------|--------------|---|
| 営業収益 | | | | | |
| 営業費用 | | | | | |
| 営業損益 | | | | | |

（整理方法）

1 法第十四条各号の営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。

2 同条各号に関連する営業費用は次の基準によりそれぞれの業務に整理すること。

（1） 営業原価

人件費 同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容と同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃料費 車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

車両修繕費 車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

減価償却費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

施設使用料 賃貸施設を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

租税公課 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

集配運送委託費 集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比

（2） 販売費及び一般管理費

人件費 同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比、作業内容と同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比又は営業原価比

減価償却費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比、面積の比又は営業原価比

宣伝広告費 同条同号の業務のいずれかの業務に係る宣伝広告費比

業務区分別収支計算方法書

(2017 (平成 29) 年度)

業務区分別収支の営業収益及び営業費用については、以下の整理方法に従い、日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）（以下「法」といいます。）第 14 条各号に規定する業務に整理します。

1 営業収益

郵便・物流事業セグメント及び金融窓口事業セグメントの営業収益を、それぞれ表 1 のとおり区分し、各区分の整理方法により、法第 14 条各号に規定する業務に整理します。

2 営業費用

(1) 郵便・物流事業セグメント

営業費用を、表 2 のとおり区分し、各区分の整理方法により、法第 14 条第 1 号及び第 4 号に規定する業務に整理します。

(2) 金融窓口事業セグメント

営業費用を、表 3 のとおり区分し、各区分の整理方法により、法第 14 条各号に規定する業務に整理します。

注 内部取引等の消去

業務区分収支の計数は、上記の整理方法に従い作成する郵便・物流事業セグメントと金融窓口事業セグメントの計数を合算し、内部取引及び全社費用を調整して算定します。

表1 営業収益

| 部門1 | 区分 | | | 整理方法 | |
|--------------------|------------|----------------|----------------------|----------------|--------------|
| | 部門2 | 部門3 | 部門4 | | |
| 営業収益(郵便・物流事業セグメント) | 国内郵便業務収益 | 切手類販売収入 | 切手類販売収入等 | 切手貼付郵便物等収入額比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | | 国内郵便取扱収入 | 料金計器収入 | 切手貼付郵便物等収入額比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | | 国内郵便取扱手数料 | 私設郵便差出箱の取集料 | 切手貼付郵便物等収入額比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | | 国際郵便業務収益 | 国際郵便取扱収入 | 切手類販売収入・料金計器収入 | 切手貼付郵便物等収入額比 |
| | | | | 上記以外 | 直課 |
| | | 印紙受託業務収益 | | | 直課 |
| | 寄附金管理手数料収益 | | | 直課 | |
| | 国内物流業務収益 | | | 直課 | |
| | 郵便雑収益 | | | 切手貼付郵便物等収入額比 | |
| | 受託業務収益 | | | 直課 | |
| | その他営業収益 | ロジスティクス収入等 | | 直課 | |
| 上記以外 | | 料金収入額比 | | | |
| 営業収益(金融窓口事業セグメント) | 郵便業務収入 | 私書箱配達・取次業務 | | 件数の比 | |
| | | 上記以外 | | 直課 | |
| | 貯金業務収入 | 貯金関係手数料 | | 残高比 | |
| | | 送金決済関係手数料 | 振替・払込み・払出し・国際送金・外貨両替 | 件数の比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | | 営業・業務品質 | 貯金全体・定期性貯金の営業に係るもの | 残高比 | |
| | | | 通常貯金・金融商品の営業に係るもの | 直課 | |
| | 上記以外 | | 貯金手数料金額比 | | |
| | 保険業務収入 | 維持・集金手数料・営業支援金 | | 件数の比 | |
| | | 上記以外 | | 直課 | |
| その他営業収益(不動産・物販等) | | | 直課 | | |

(参考)

- 1 直課とは、法第14条各号の業務へ直接整理することができる収益です。
- 2 件数の比とは、取扱いの件数の比率です。
- 3 切手貼付郵便物等収入額比とは、切手貼付郵便物等に係る業務別推計収入額の比率です。
- 4 料金収入額比とは、郵便と荷物(ゆうパック等)の業務別料金収入額の比率です。
- 5 残高比とは、貯金の種類別の残高の比率です。
- 6 貯金手数料金額比とは、貯金業務収入の業務別収入の比率です(貯金手数料金額比を使用するものは除く)。

表2 営業費用(郵便・物流事業セグメント)

| 区分 | | | | 整理方法 | |
|-----|-----------------------|-----------------------|------------------|-------|--|
| 部門1 | 部門2 | 部門3 | 部門4 | | |
| 営業所 | 人件費 | 販売業務 | | 直課 | |
| | | 窓口業務 | 引受・交付 | 作業時間比 | |
| | | | 窓口引受追加処理 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 件数の比 | |
| | | ゆうパック取扱所・国際交換業務・受託業務等 | | 直課 | |
| | | 運送発着業務 | | 体積の比 | |
| | | 上記以外 | | 件数の比 | |
| | 燃料費・車両修繕費・車両経費・集配用交通費 | | ロジスティクス | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 作業時間比 | |
| | 減価償却費 | 不動産 | ロジスティクス等 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 面積比 | |
| | | 動産・無形固定資産 | 端末機器・集配車両 | 作業時間比 | |
| | | | 共用機器・設備・資金決済関連機器 | 件数の比 | |
| | | | 搬送設備 | 体積の比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | 上記以外 | | 件数の比 | | |
| | 施設使用料・施設管理運営費・施設事務委託費 | | ロジスティクス等 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 面積比 | |
| | 租税公課 | 不動産関係 | ロジスティクス等 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 面積比 | |
| | | 自動車税等 | | 作業時間比 | |
| | | 印紙税 | ロジスティクス | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 取扱金額比 | |
| | | 固定資産税 | 端末機器・集配車両 | 作業時間比 | |
| | | | 共用機器・設備・資金決済関連機器 | 件数の比 | |
| | | | 搬送設備 | 体積の比 | |
| | | | 上記以外 | 直課 | |
| | | 上記以外 | | 件数の比 | |
| | 集配運送委託費 | 集配料 | 荷物集荷業務 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 件数の比 | |
| | | 運送料 | 国際運送・ゆうパック等 | 直課 | |
| | | | 上記以外 | 体積の比 | |

| 区分 | | | | 整理方法 |
|--------------|---------|---------------------|--------------------|------------|
| 部門1 | 部門2 | 部門3 | 部門4 | |
| 営業所 | 機械化経費 | | 端末機器・集配車両 | 作業時間比 |
| | | | 共用機器・設備・資金決済関連機器 | 件数の比 |
| | | | 搬送設備 | 体積の比 |
| | | | 上記以外 | 直課 |
| | 上記以外 | 棚卸資産購入経費・廃棄損等 | 一般切手(材料・調製)・式紙・消耗品 | 件数の比 |
| | | | ユニフォーム・集配車両関係備品 | 作業時間比 |
| | | | 上記以外 | 直課 |
| | | | 郵便物流関連作業委託費・損害賠償等 | 直課 |
| | 上記以外 | | 件数の比 | |
| 物流センター | ロジスティクス | | | 直課 |
| | 上記以外 | | | 件数の比 |
| 社宅 | | | | 件数の比 |
| 郵便局(営業所を除く。) | 委託手数料 | 私書箱配達・取次業務 | | 件数の比 |
| | | 上記以外 | | 直課 |
| | 上記以外 | | | 郵便局委託手数料額比 |
| 本社・支社等 | 人件費 | 総務・人事・給与・厚生事務センター | | 人件費比 |
| | | 法人営業・お客様サービス相談センター | | 件数の比 |
| | | 郵便局営業 | | 郵便局委託手数料額比 |
| | | 広告宣伝 | | 広告宣伝費比 |
| | | 国際事業・ゆうパック・ロジスティクス等 | | 直課 |
| | | 上記以外 | | 営業原価比 |
| | 広告宣伝費 | 事業広告 | | 直課 |
| | | 上記以外 | | 営業原価比 |
| | 上記以外 | ロジスティクス・寄附金管理等 | | 直課 |
| | | コールセンター | | 件数の比 |
| | | 上記以外 | | 営業原価比 |

(参考)

- 1 直課とは、法第14条の第1号の業務及び第4号の業務へ直接整理することができる費用です。
- 2 件数の比とは、物数、回数又は箇所数による比率です。
- 3 体積の比とは、運送、差立又は到着に係る積載容積(体積)の比率です。
- 4 面積比とは、営業所における作業面積の比率です。
- 5 取扱金額比とは、営業所における販売及び引受金額の比率です。
- 6 郵便局委託手数料額比とは、郵便局での販売及び引受に対する委託手数料額の比率です。
- 7 人件費比とは、営業所における直接業務に係る人件費の比率です。
- 8 作業時間比とは、営業所における社員の作業時間の比率です。
- 9 営業原価比とは、営業原価における総原価又は直接業務に係る原価の比率です。
- 10 広告宣伝費比とは、法第14条の第1号の業務及び第4号の業務の広告宣伝費の比率です。
- 11 営業所とは、旧郵便事業株式会社の営業所です。

表3 営業費用(金融窓口事業セグメント)

| 部門1 | 部門2 | 区分 | | | 整理方法 | |
|-------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-------|
| | | 部門3 | 部門4 | 部門5 | | |
| 郵便局及び本社・支社等 | 人件費 | 郵便事業 | 販売・引受等 | | 作業時間比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | | 貯金事業 | 貯金 | 積立貯金(旧勘定) | 直課 | |
| | | | | 上記以外 | 件数の比 | |
| | | | ATM関連業務 | | 営業原価比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | | 保険事業 | 募集・契約管理 | | 件数の比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | | その他事業 | | | | 直課 |
| | | 物件費 | 郵便事業 | 販売・引受等 | | 作業時間比 |
| | | | | 上記以外 | | 直課 |
| | | | 貯金事業 | 貯金 | 積立貯金(旧勘定) | 直課 |
| | 上記以外 | | | | 件数の比 | |
| | ATM関連業務 | | | 営業原価比 | | |
| | 上記以外 | | | 直課 | | |
| | 保険事業 | | 募集・契約管理 | | 件数の比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | その他事業 | | | | 直課 | |
| | 租税公課 | | 郵便事業 | 販売・引受等 | | 作業時間比 |
| | | | | 上記以外 | | 直課 |
| | | | 貯金事業 | 貯金 | 積立貯金(旧勘定) | 直課 |
| | | 上記以外 | | | 件数の比 | |
| | | ATM関連業務 | | 営業原価比 | | |
| | | 上記以外 | | 直課 | | |
| | | 保険事業 | 募集・契約管理 | | 件数の比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | | その他事業 | | | | 直課 |
| | | 減価償却費 | 郵便事業 | 販売・引受等 | | 作業時間比 |
| | | | | 上記以外 | | 直課 |
| | | | 貯金事業 | 貯金 | 積立貯金(旧勘定) | 直課 |
| | 上記以外 | | | | 件数の比 | |
| | ATM関連業務 | | | 営業原価比 | | |
| | 上記以外 | | | 直課 | | |
| | 保険事業 | | 募集・契約管理 | | 件数の比 | |
| | | | 上記以外 | | 直課 | |
| | その他事業 | | | | 直課 | |

(参考)

- 1 直課とは、法第14条各号の業務へ直接整理することができる費用です。
- 2 件数の比とは、取扱いの件数の比率です。
- 3 作業時間比とは、営業所における社員の作業時間の比率です。
- 4 営業原価比とは、営業原価における総原価又は直接業務に係る原価の比率です。